

消費者問題対策確認書

照会番号 平成21年 第 168466 号

この度、貴方が契約会社に対して行っている契約違反に、当該会社が貴方に対しての訴状を、管轄簡易裁判所に提出された為、本確認書をご通知致します。

当該会社、訴訟内容等につきましては担当職員にて請け賜ります。当該センターは原告側が提出した訴訟内容を御本人様と確認する機会の為、原則として御本人様からのご連絡をお願い致します。

~~当該センターが貴方に対して訴訟を起こしているものではありません。~~

~~故意に放棄された場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。~~

~~尚も放置しておくと、相手側の言い分どおりの判決が出て、執行官立会いのもと、貴方の給料や財産の差押え等をされてしまう事がありますので、ご注意下さい。~~

~~※万が一、身に覚えがない場合でもご自宅、又は携帯電話に勧誘をされ、不正契約をされるといった手口も見受けられますので、ご連絡をお願い致します。~~

~~※電話が混み合いがかりにくい場合がありますので、予めご了承下さい。~~

(受付時間) 9:00-17:30 (土・日・祭日を除く)

(消費相談課) 03-

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6 大手町ビル3F

財団法人 日本消費者支援センター